

中区にお住まいの方へ

令和8年4月1日保育所等利用申請のご案内



この案内は、中区にお住まいの方で令和8年4月1日から保育所等の利用を希望する方へ申請に関する情報を掲載しています。

令和7年度の利用申請中の方も、令和8年4月1日からの利用を希望される場合は改めて申請が必要です。「令和8年度 横浜市保育所等利用案内」(以下、「市版利用案内」という。)もあわせてよくお読みいただき、申請してください。

1 申請期間・申請方法

(1) 一次利用申請

4月一次利用申請の申請方法は、認定・利用調整事務センターへの郵送申請またはオンライン申請のみです。窓口での申請受付および書類確認はできません。

※窓口申請が必要となる方については、2 区役所窓口で申請が必要な方を確認してください。

申請期間	
令和7年10月10日(金)～令和7年11月6日(木)	
〒郵送申請	オンライン申請
申請締切日消印有効	申請締切日の23時59分送信分まで

- 認定・利用調整事務センターの宛先:
〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター (※住所不要)
- 申請締切以降の提出は、いかなる場合でも一次申請の対象外となります。余裕を持った申請をお願いします。
- 希望園の追加・順位変更や不足書類のみ令和7年11月28日(金)消印有効まで追加提出が可能です。給付認定申請書A、利用申請書(保育所等用)Bは、必ず11月6日(木)までに提出してください。不足書類として後日提出しても、二次利用調整からの対象となります。

(2) 二次利用申請

一次利用調整で定員に満たなかった場合や内定者の辞退等で空きが出た場合などに、「一次申請で保留となった方」および「二次からの新たな申込者」を対象に二次利用調整を行います。

4月二次利用申請の申請方法は、窓口申請のみです。

申請書類等ご記入の上で、中区役所こども家庭支援課窓口(5階54番)へご提出ください。

申請期間
令和8年1月6日(火)～令和8年2月10日(火)

- 希望園の追加・順位変更や不足書類についても、令和8年2月10日(火)必着です。
- 中区では、待機児童対策等の観点から原則窓口申請のみ受け付けます。横浜市外在住で窓口申請が難しい場合は、事前に中区こども家庭支援課保育担当(045-224-8172)へお電話の上で、オンライン申請してください。
- 申請締切日直前は、窓口が混雑することが予想されます。お時間に余裕を持ってお越しください。

2 区役所窓口で申請が必要な方

次の方は区役所窓口にて申請が必要です。

● 個別に支援を必要とするお子さんの申請

障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなどその他気になることがあるお子さんや、医療的ケアを必要とするお子さんの申請にあたっては、事前相談が必要となります。中区こども家庭支援課まで電話予約の上、お早めにご相談ください。

また、申請前に必ずお子さんを連れて利用を希望する保育所等を見学していただきますようお願いします。

3 出生前申請をされる方

これから出産予定の方で、令和8年4月1日から0歳児クラスの利用を希望する方は、4月一次申請に限り「仮申請」として申請することができます。

- 令和8年2月3日(火)までに出産され、令和8年2月10日(火)必着で中区役所こども家庭支援課に「出生後届出書」を提出したことをもって、「正式申請」となります。提出がなかった場合は、利用調整の対象にはなりません。正式申請を受理した後に、利用調整結果をお送りいたします。
- 仮申請の際は、給付認定申請書Aと利用申請書(保育所等用)Bの児童氏名欄・生年月日は空欄にして、母子健康手帳(表紙と出産予定日がわかるページ)のコピーを提出してください。

4 中区在住で横浜市外の保育所等の利用を希望される方

市外市区町村への転出予定の有無により、申請先が異なります。

◆ 転出予定がある方

申請先	申請締切日	申請方法
転出先の市区町村	必要書類等含め、ご自身で転出先の市区町村に確認してください。	

◆ 転出予定がない方

申請先	申請締切日	申請方法
中区こども家庭支援課	遅くとも利用希望先の市区町村の 申請締切日の <u>一週間前まで</u>	中区こども家庭支援課の <u>窓口</u>

5 横浜市外在住で中区の保育所等の利用を希望される方

利用開始日の前日までに、横浜市への転入予定の有無により、申請先が異なります。

◆ 転入予定がある方

申請先	申請締切日	申請方法
転入予定の区の 区役所こども家庭支援課	【一次申請】11月6日(木) 【二次申請】2月10日(火)	【一次申請】郵送・オンライン 【二次申請】窓口・オンライン(※)

※ 4月二次利用申請は、原則窓口申請のみです。窓口申請が難しい場合は、事前に中区こども家庭支援課(045-224-8172)にお電話の上で、オンライン申請してください。

- 利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定があり、申請締切日(4月一次申請は不足不備締切日)までに横浜市に転入することが分かる書類(市版利用案内 P.17)が提出できる場合に限ります。
- 申請締切日までに、横浜市に転入する旨が確認できない場合は、4月一次申請の対象外となります。

- ◆ 転出予定がない方 ⚠ 一次利用申請はできません。

申請先	申請締切日	必要書類
現在お住まいの 市区町村	遅くとも 2月3日(火) ※横浜市の申請締切日の一週間前まで	市版利用案内 9 申請に必要な書類 (P.16~19)

- 転出予定がない方、および申請締切日までに横浜市に転入することができる書類を提出できない方は、4月二次申請からの対象となります。

6 利用調整結果について(予定)

一次利用申請	令和8年1月 26日(月)発送開始予定 ※ 届かない場合の電話による結果公表開始は、令和8年1月 29日(木)予定
二次利用申請	令和8年3月 9日(月)発送開始予定 ※ 届かない場合の電話による結果公表開始は、令和8年3月 12日(木)予定

- 一次利用調整で内定した場合、二次利用調整の対象とはならず、内定を辞退しても二次申請はできません。 ※一部例外あり(詳細は、市版利用案内 P.20 参照)
- 内定となった方への利用料が記載された「利用料通知書」は、3月下旬に発送します。
- 保留となった方については、年度内(令和9年3月入所まで)は利用調整の対象です。

7 問合せ先

- 書類の書き方、受付の日程等の一般的なお問合せは、専用ダイヤルへ
電話:045-664-2607 FAX:045-211-4253
開設期間:令和8年1月 25日(日)まで
※令和7年 12月 29(月)～令和8年1月3日(土)を除く
開設時間:午前8時から午後8時まで(土日祝日を含む)



- その他のお問合せは、中区役所こども家庭支援課保育担当へ
〒231-0021 横浜市中区日本大通 35
電話:045-224-8172 (午前8時45分から午後5時15分まで)
窓口:区役所本館5階 54番窓口 (午前8時45分から午後5時まで)
※土曜開庁日は、問合せも含め保育業務は行っておりません。

【中区の保育所等
利用案内】



- 申請書類のダウンロードはこちらから
【横浜市ホームページ／令和8年度に保育所等の利用を希望する方へ】



申請に際しての注意事項を裏面(P.4)に
記載しておりますので、必ずご確認ください。

申請前チェックリスト

～申請に際しての大変な注意事項です。必ず確認しましょう。～



□ 申請書類のコピーは取りましたか？

提出した書類は返却できませんので、必ずコピー等をとってから提出してください。

□ 利用を希望する保育所等へ園見学はされましたか？

原則、申請の前には、利用が決まった場合に送り迎えが可能か等を確認するため、利用を希望する保育所等をお子さんと一緒に見学してください。アレルギーや発育・発達等のお子さんのご心配事についても、申請前にご自身で希望施設に確認してください。

見学の際は、事前に保育所等へご連絡してください。

□ 入所が内定した場合、本当に通うことはできますか？

例年、多数の内定辞退者が生じており、保育所等に空きが生じるなど、大きな影響を及ぼしています。毎日登園することを想定し無理のない範囲で通える保育所等を申請いただくこと、復職時期等保育が本当に必要な時期を事前に検討した上で、ご申請ください。

また、申請後に利用申請の必要がなくなった場合は、速やかに「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

□ 記載漏れや記載誤りはありませんか？今一度ご確認ください。

申請前に書類の記載内容や申請フォームへの入力内容について、記載漏れや記載誤りがないか必ずご確認ください。

<よくある記載漏れ・記載誤り>

- 給付認定保護者が異なる

すでに給付認定を保有している場合や、きょうだい児がいる場合は、原則同じ給付認定保護者で申請してください。

- 利用希望施設名称が正しく記載されていない

施設名称は、「中区保育所等利用のしおり」の記載どおり省略せずに正しく記載してください。また、他区の保育所等を希望する場合は、横浜市のホームページ等を確認し正しく記載してください。

- 就労証明書の記載事項に漏れがある

勤務先に記載してもらった就労証明書は、記載漏れや記載誤りがないかご自身でも確認してください。記載事項に漏れがある場合、再提出をお願いすることがあります。

□ 申請後に就労状況等に変更があった場合、まずは中区こども家庭支援課へお電話を

申請時の状況から、転職や退職、勤務時間の変更、妊娠、その他世帯の状況に変更があった際には、必ず中区こども家庭支援課(045-224-8172)へご連絡ください。別途手続きが必要です。

なお、入所決定後に状況の変更を申し出、保育を必要とすることが確認できないと判断した場合には内定が取消となる場合がございます。